

**「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟
控訴審判決についての弁護団声明**

2024年10月30日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京弁護団
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会

1 はじめに

本日、東京高等裁判所第2民事部(裁判長裁判官谷口園恵、裁判官柴田義明、同山口和宏)は、「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟(原判決:東京地裁、2022年11月30日)について、憲法14条1項及び24条2項に違反するとの判断を下した。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定(以下「本件諸規定」という。)は、憲法24条の保障する婚姻の自由を侵害し、また、憲法14条1項の保障する法の下での平等に反する不合理な差別であって違憲であるなどとして、憲法に違反する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻することができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。全国5か所の裁判所で6件の訴訟が係属しており、本判決は、本年3月14日の札幌高裁の判決に続く2件目の高裁判決であり、札幌高裁に続き、現行法令は憲法に違反すると断じたものである。

2 本判決の概要と意義

本日の東京高裁判決(以下「本判決」という。)は、現行法令は、憲法14条1項及び24条2項に違反するとの憲法判断を示した。

本判決は、まず、婚姻の意義や目的について詳細な事実を認定し、婚姻は当事者間の親密な人的結合関係を社会的に正当なものと認め、一定の効果を与える制度であるとした。本判決は、民法は、男女の夫婦とその間に生まれた子からなる家族を一般的に想定しているものの、この一般的な想定全体にあてはまる家族だけを社会的に正当な家族のあり方と認めているわけではないとし、婚姻は、子の生殖よりも当事者間の永続的な関係を重視したものと理解されてきた旨指摘した。そのうえで、本判決は、婚姻をすることで、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤をなすものであり、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益として十分に尊重されるべきものとした。

そして、同性に性的指向が向く者については、こうした個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益やそれに伴う法的効果が、本人の意思で選択や変更することができない性的指向という属性により与えられていないという区別が生じているところ、こうした区別により生じる不利益は重大であり、区別に合理的根拠があるとはいえないとした。

そのうえで、本判決は、性的指向が同性に向く者について、現行法令が、民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないことは、憲法14条1項及び24条2項のいずれにも違反するとした。また、本判決は、この区別を解決するための具体的な立法については、個人の尊重(憲法13条)及び法の下での平等(14条)に立脚したものでなければならないという憲法上の要請があり、配偶者の地位にあることにより当然に生ずる権利について、男女間の婚姻と異なる規律とすることは、憲法14条1項違反となり得ると指摘した。さらに、具体的な制度の在り方が国会の合理的な立法裁量に委ねられるとしても、不合理な区別を解消する立法措置をとらないことの合理的根拠となるものではないとしている。

本判決の原審では、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことについて憲法24条2項に違反する状態にある旨判断しつつも、本件諸規定が憲法14条1項等に違反するとまでは認めなかった。本判決は、民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定が設けられていないことの違憲性について正面から判断し、憲法14条1項及び24条2項に違反すると認めたものであり、歴史的であり高く評価できる。なお、24条1項違反の有無については判断しなかった。

他方で、本判決は、同性間の婚姻を可能とする規定がないのは憲法違反だということが、現時点において、国会にとって明白であったとはいえず、国家賠償法上違法とはいえないとして、原告らの請求を棄却した。

国は、本判決を真摯に受け止め、本件諸規定の改正に直ちに着手し、婚姻の扉を同性カップルに速やかに開かなければならない。

3 最後に

婚姻の自由と平等の実現は、同性愛者等の尊厳回復にとって譲れないものであると同時に、日本に祝福と幸福を増やすものである。声を上げ続けた当事者、支援者、多くの方の声を受け、本日までに、2件の高裁判決を含む7件もの違憲判断が積み重なってきた。今後の全国の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の高裁及び最高裁においても、明確な違憲・違法との判断が下されること、そして、何より、立法府においては、本判決が、国会に立法裁量があることは、不合理な区別を解消する立法措置を取らないことの合理的理由とはならないと明示的に指摘したことを重く受け止め、直ちに婚姻の自由と平等を実現する立法を行うことを強く期待する。

弁護団は、婚姻の自由と平等が真に実現するその日まで、共に声を上げ続ける。

引き続き、さらなるご支援をいただきたい。

以 上